

身体拘束等の適正化のための指針

株式会社 近畿予防医学研究所

サービス付き高齢者向け住宅

ここあシリーズ

1：身体拘束廃止に関する基本的考え方

身体拘束は、入居者の生活の自由を制限するものであり、入居者の尊厳ある生活を脅かすものです。ここあの職員一人ひとりが入居者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を容易に正当化することなく身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に努めます。

また、緊急やむを得ず身体拘束をした場合には適正に対応いたします。

i) 身体拘束廃止の基準

サービス提供にあたっては、入居者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の入居者の行動を制限する行為を禁止します。

ii) 緊急・やむを得ない場合の三原則

① 切迫性

ご本人または他の入居者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

2：身体拘束の適正化委員会その他組織に関する事項

i) 身体拘束適正化委員会の設置

身体拘束の適正化を目的として「ここあ身体拘束適正化委員会」（以下、委員会）を設置します。

ii) 委員会の組織

委員会の構成員は、各拠点責任者、訪問介護事業所、看護職員、生活相談員としライフケア事業部で設置します。

【構成員ごとの役割】

構成員	役割
管理者	責任者 身体拘束廃止に関する措置を適切に実施するための担当者
主任	身体拘束廃止の周知、進捗管理
看護職員	医療的ケアに関する検討
生活相談員	入居者・家族等への説明、相談対応

iii) 委員会の開催

委員会は3カ月に1回以上の間隔で定期的を開催するとともに、必要に応じて随時開催します。また、定期開催分については、虐待防止検討委員会との共催とします。

iv) 委員会の検討事項

委員会では、以下の項目について検討を行うとともに必要な取り組み事項を決定します。

- ① 身体拘束適正化のための指針の整備、見直しに関すること
- ② 身体拘束適正化のための職員研修の内容及び企画・運営に関すること
- ③ 身体拘束について、職員が相談、報告できる体制整備に関すること
- ④ 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ⑤ 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ⑥ 身体拘束廃止に関する職員全体への指導に関すること

v) 結果の周知徹底

委員会での検討内容及び結果、決定事項等については議事録その他資料を作成し、各拠点で回覧するなどして周知徹底を図ります。

3：身体拘束適正化の為に職員研修に関する基本方針

i) 定期開催

身体拘束適正化をはかるため、職員に対する職員研修を年2回（虐待防止のための職員研修を含む）実施します。

ii) 研修内容

研修内容は、以下のものを基本とし、詳細は身体拘束適正化委員会により定めます。

- ① 身体拘束の防止に関する基礎的内容等の適切な知識
- ② 本指針及び「ここあ身体拘束廃止マニュアル」の内容に基づく取り組み方法
- ③ 身体拘束に関する相談・報告の方法
- ④ 委員会の活動内容及び委員会における決定事項

iii) 研修内容の周知徹底

研修内容の周知徹底をはかるために、研修の開催日・時間帯について委員会で検討し、参加率向上に努めます。研修を受けた職員は研修毎に報告書を提出し、その報告書は使用資料一式とともにファイルし保管・管理します。

4：緊急やむを得ず身体拘束を行う場合

入居者の生命または身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合

i) カンファレンスの実施

拘束による入居者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素全てを満たしているかどうかについて検討します。

要件を検討した上で身体拘束を選択した場合は拘束の方法、場所、時間帯、期間等につい

て検討します。また、廃止に向けた取り組みや改善の検討会を行い実施に努めます。

ii) 入居者・家族への説明

身体拘束の内容、目的、理由、場所、拘束時間または時間帯、改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、同意を得られるように努めます。

また、身体拘束の同意期限を終えてなお拘束を必要とする場合については、事前に説明をし、同意を得たうえで実施します。

iii) 記録と再検討

法律上義務付けられている記録は、専用の様式を用いて記録します。

身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。

その記録はサービス完結後5年間保管します。

iv) 身体拘束の解除

検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には入居者・家族に報告いたします。

なお、一旦試行的に身体拘束を解除し、状況を確認したが、再度同様の身体拘束による対応が必要となった場合は家族(保証人等)に連絡し経過報告をいたします。

5：身体拘束に係る苦情解決方法に関する事項

身体拘束に関わる苦情については、重要事項説明書に示す苦情対応窓口において受け付けます。受付担当者は苦情等の内容を精査し、身体拘束に関する内容が含まれている場合には、苦情対応責任者を通じて委員会に報告します。

6：入居者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、入居者、家族（身元引受人）、後見人等の関係者及び職員、ならびにその他の関係者がいつでも閲覧できるよう施設内に設置するとともにウェブサイトにも記載します。

7：その他虐待の防止の推進のために必要な事項

「ここあ身体拘束廃止マニュアル」の活用

本指針を踏まえて改定された「ここあ身体拘束廃止マニュアル」に基づき、日常業務における身体拘束の廃止に努めます。

8：本指針の改廃

本指針の改廃の要否及び改定する場合の改定作業は委員会により実施します。

付則

この指針は2024年4月1日より施行する。